
5 保健事業実施計画(データヘルス計画)の評価

評価の最終年は平成 29 年度とし、毎年目標値の推移を確認する。

短期的な成果目標値は P27 に示した通り、「北九州市健康づくり推進プラン」に掲げた項目に設定する。

また、事業実施のプロセスやストラクチャー¹についても毎年評価し、効果が出るものに随時見直していく。

中・長期的な成果目標は、医療費に占める生活習慣病による入院医療費の割合や人工透析の占める割合の推移を確認する。

評価にあたっては、KDB 等を活用し、下記に掲げるデータの経年変化、国、県、同規模保険者との比較を行い、評価する。

(1) 特定健診受診率、特定保健指導実施率

(2) 質問票の経年変化（生活習慣の変化）

(3) メタボリックシンドローム該当者・予備群の経年変化

(4) 特定健診有所見割合の経年変化

(5) 疾病の発生状況の経年変化

①各疾患の入院医療費の伸び率

虚血性心疾患（狭心症、心筋梗塞）

脳血管疾患（脳出血、脳梗塞）

人工透析の新規導入件数及び人数

②共通する基礎疾患の患者数の変化

糖尿病

高血圧

脂質異常症

(6) 医療費の変化

①総医療費

②1人当り医療費

1 ストラクチャー：ここでは健診・保健指導を実施する際の構成因子を指す。物的資源（施設、設備、資金等）、人的資源（職員数、職員の資質等）、組織的資源（スタッフ組織、相互検討の仕組、償還制度等）等がある。

6 保健事業実施計画(データヘルス計画)の見直し

毎年行う評価結果をふまえ、実施方法・内容については随時見直す。データヘルス計画の最終年度である平成 29 年度には、平成 25～29 年度の 5 年間の評価をふまえ、計画の全体的な見直しを実施する。

7 計画の公表・周知

データヘルス計画は本市のホームページに掲載するほか、特定健診等を実施する趣旨について市の広報誌に掲載する等、内容の普及啓発に努めることとする。

8 事業運営上の留意事項

本計画に記載する保健事業の推進にあたっては、健康増進法上の事業であるがん検診や健康教育、健康相談担当部署等と情報を共有し、連携を図っていく。

特に、発症予防に関しては、各区の地区担当保健師が活動している校区単位の健康づくり事業とも連携を図る必要がある。具体的には健診データやレセプト等の情報からわかる校区の課題を校区住民と共有することからはじめる。

また、介護予防に関しても、生活習慣病予防や重症化予防が脳血管疾患や認知症の予防に深く関わることを踏まえ、情報を共有し事業を実施するうえで連携を図っていく。

9 個人情報の保護

データヘルス計画における各事業の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及びこれに基づくガイドライン「国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」(平成 17 年 4 月 1 日厚生労働省)や、本市が定める「北九州市個人情報保護条例」及び「北九州市情報セキュリティに関する規定」を遵守する。その上で、被保険者のプライバシー保護の観点から、健康情報を取り扱う全ての具体的な業務について細心の注意を払い、個人情報の漏えい防止を徹底することとする。

10 その他計画策定に当たっての留意事項

データヘルス計画を策定し公表するに当たっては、北九州市国民健康保険運営協議会等の場において、被保険者代表等から意見を聞き、検討する。